

たつの市公告第139号

たつの市中央学校給食センター及びたつの市北学校給食センター調理・配送業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和8年6月23日

たつの市長 山本



記

1 業務概要

(1) 業務名

たつの市中央学校給食センター及びたつの市北学校給食センター調理・配送委託業務

(2) 履行場所

ア たつの市中央学校給食センター

(所在地：兵庫県たつの市揖西町小畑489番地15)

イ たつの市北学校給食センター

(所在地：兵庫県たつの市新宮町宮内49番地1)

(3) 業務内容

ア 調理業務計画等作成業務

イ 食育推進業務

ウ 検収補助業務

エ 食品保管業務

オ 食品物品在庫管理業務

カ 調理業務

キ 食物アレルギー対応食等調理業務

ク 保存食の保存及び廃棄業務

ケ 配缶業務

コ 配送回収業務

サ 配送車両維持管理業務

シ 残食の計量業務

ス 洗浄・消毒及び殺菌業務

- セ 食器等管理業務
- ソ 残渣等集積処理業務
- タ 臨時休校等による食材の廃棄業務
- チ 施設・設備・敷地等の清掃業務
- ツ 施設・設備・備品等の点検・調理業務に伴う機器操作業務
- テ 清掃業務計画作成・実施業務

(4) 業務履行期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

※契約締結日から令和9年3月31日までは、業務履行までの準備期間とする。

2 見積限度額

見積限度額の上限は、1,050,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

※上記限度額は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間の総額とする。

※契約締結の日から令和9年3月31日までの準備期間中に生じる経費は、受託者の負担とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) たつの市入札参加資格登録者名簿（物品・役務）に登録がある者
- (2) 公告日から開札日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、公告日の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りではない。

- (5) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者
- (6) 地方公共団体が発注したドライシステムを採用した学校給食施設（※）における調理業務の3年以上の受託実績及び調理業務と併せた配送業務の受託実績を有している者
 ※単独調理場及び親子方式による調理場を除く学校給食施設を示す。
- (7) 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁止処分を受けていない者
- (8) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者でない者
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者
- (10) たつの市との連絡・調整を速やかに行うことができるよう、業務開始日までに兵庫県内に本社、支社、営業所、事務所のいずれかを有している者

4 評価基準・評価項目

参加表明書、企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

ただし、総合計評価点が満点の6割に満たない者の提案は、不採用とする。

評価項目（1次審査）

	評価項目	評価基準	配点
1	企業評価	資本金、正規職員の割合	2
2	業務実績	企業の業務実績	8
3	人員体制	有資格者数	3
4	配置予定業務責任者の実績	配置予定業務責任者の業務実績	2
合 計 (A)			15

評価項目（2次審査）

評価項目		評価基準	配点
企画提案書	1 学校給食提供に対する考え方について	(1) 学校給食の意義	10
		(2) 学校給食への理解と意欲	
		(3) 地産地消、SDGsへの取組及び食育の推進	
		(4) 食物アレルギー対応への取組	

2	業務実施体制、人員配置体制について	(1) 業務責任者、配送業務責任者及びその他従事者の配置体制計画	30
		(2) 2センターの連携方法	
		(3) 従事者の人員確保計画	
		(4) 地域雇用促進の方針	
3	委託業務の円滑な遂行について	(1) 業務開始までの準備計画	10
		(2) 安定的、効率的な業務遂行の取組	
		(3) 業務向上を図る取組	
		(4) 業務管理、監視及び改善等への取組	
4	衛生管理体制、危機管理体制について	(1) 衛生管理、健康管理、危機管理の方針	25
		(2) 災害時、欠員発生時等の対応方法	
		(3) 食中毒、調理事故、異物混入発生時の対応方法と防止策	
		(4) 履行保証人の確保、損害賠償制度への加入	
		(5) 感染症に対する体制と予防策	
5	配送業務体制について	(1) 効率的な配送計画	20
		(2) 安全運行への取組	
		(3) 配送、回収における支障発生時の対応	
		(4) 配送車両の維持管理計画	
6	円滑な調理業務の実施について	(1) 作業動線図	10
		(2) 作業工程表	
		(3) 調理の工夫や、衛生管理の留意点	
7	価格点	見積金額の経済性 (評価点=最低見積額÷見積額×配点(80点) ※小数点第2位を四捨五入)	80
合 計 (B)			185
総 合 計 (A) + (B)			200

5 受託候補者の選定

たつの市中央学校給食センター及び北学校給食センター調理・配送業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）における評価が最も高い者を本業務の受託候補者、次順位者を第2受託候補者として市長が選定する。

6 参加表明の手続等

(1) 担当部署

たつの市教育委員会事務局教育管理部すこやか給食課

(たつの市中央学校給食センター)

〒679-4025 たつの市揖西町小畑489番地15

電話：0791-72-8181 (直通)

E-mail：sukoyakakyushoku@city.tatsuno.lg.jp

(2) 選考スケジュール

実施要領等の公表	令和8年6月23日(火)
質問書の受付締切日	令和8年6月29日(月)
質問書に対する回答日	令和8年7月3日(金)
参加表明書の受付期間	令和8年7月13日(月)～7月17日(金)
1次審査結果通知	令和8年7月24日(金)
企画提案書の受付期間	令和8年8月3日(月)～8月7日(金)
2次審査(プレゼンテーション)実施	令和8年9月上旬(予定)
企画提案書の選定通知	令和8年9月中旬(予定)

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和8年6月23日(火) から令和8年7月17日(金) まで

イ 配付場所

上記(1)の担当部署に同じ

※たつの市ホームページからのダウンロードも可能です。

(4) 参加表明者又は企画提案者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加表明者又は企画提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加表明者又は企画提案者が1者の場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、審査委員会において受託候補者としての適否の審査を行う。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議を行い、仕様書の内容が確定した後に、見積書を徴取の上、契約を締結するものとする。なお、見積書の金額は、原則として見積限度額の範囲内とする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案時に提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に

該当すると認められた場合には、第2受託候補者と契約交渉を行うものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%以上とする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 上記2の見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 上記3の参加資格を欠くこととなった場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (6) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (7) その他本市の指示に違反した場合

9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 詳細は、「たつの市中央学校給食センター及びたつの市北学校給食センター調理・配送業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「たつの市中央学校給食センター及びたつの市北学校給食センター調理・配送業務委託仕様書」に定めるところによる。